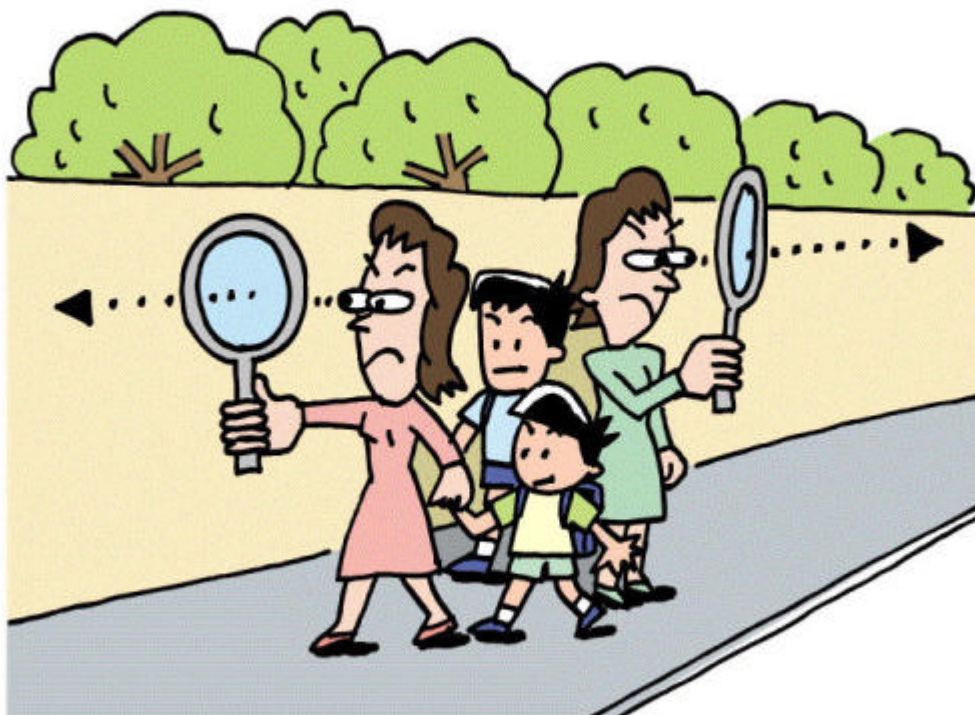


自主防犯パトロール活動の手引き



三重県警察本部

目 次

住民パワーが犯罪抑止に大きな力を発揮！	1
自主防犯パトロール活動の目的	1
自主防犯パトロール活動の内容	1
自主防犯パトロールの立ち上げ方	2
防犯パトロールのイメージ	2
防犯パトロールの必需品	3
防犯パトロールの注意事項	3
防犯パトロールの方法	4
防犯パトロールの着眼点	6
犯罪別の着眼点	8
少年に対する声かけ要領	9
防犯パトロールQ & A	10
割れた窓理論	12
防犯のポイント【窃盗・性犯罪・子どもの誘拐】	14
防犯パトロール車への青色回転灯を認める仕組みについて	20

住民パワーが犯罪抑止に大きな力を発揮！

防犯ボランティアの方々による自主的な防犯活動が県内各地で活発に行われています。

活動の多くは、地域住民の皆さんによる徒歩、自転車、自動車など地域の実態に応じた形でのパトロールで、「自らの街の安全は自ら守る」という自主防犯意識があれば誰でも参加できる活動です。

自主防犯活動により、犯罪防止に効果のある地域コミュニティが再生され始めています。犯罪の発生を抑止するには、地域住民の方々の力が何よりも必要です。是非、皆さんの自主防犯活動によって、地域における犯罪抑止機能を取り戻し、住みよい地域社会を築いていきましょう。

自主防犯パトロール活動の目的

地域の皆さんによる自主防犯活動の目的は、
犯罪・事故・災害の被害を未然に防止すること
地域のみなさんが安全に対する関心を高めること
地域の連帯感を醸成すること
地域の犯罪抑止機能を高めること
にあります。



自主防犯パトロール活動の内容

地域の皆さんによる自主防犯パトロールとしては、
犯罪を未然に防止するための活動
地域住民への声かけや防犯指導
非行防止や子どもの被害防止を目的とした青少年等への声かけ
犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報
犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報
不審者（車）等を発見した際の警察への通報
幼児や小学生等の通学路のパトロール
迷い子や傷病者など救護を必要とする人を発見した際の警察等への通報と
一時的な保護
等が考えられます。

自主防犯パトロールの立ち上げ方

有志を募りましょう

- 自治会・PTA・会社など、地域に居住する方や勤務する方で、パトロールのできる方を募集しましょう。

リーダーを決めましょう

- 有志の方が集まったら、パトロールを効果的に推進するため、推進責任者や副責任者（リーダー・サブリーダー）を決めましょう。

パトロール方法を決めましょう

- リーダーを中心に、どのような方法でパトロールするか話し合いましょう。
- 「防犯パトロール活動（案）」を参考にしましょう。

交番・駐在所などからの情報を参考にしましょう

- 地域を管轄する交番・駐在所、警察署が発信する犯罪の発生状況や危険な場所などの情報をパトロールの参考にしましょう。

パトロールの開始を知らせましょう

- 地域のみなさんの協力を得るためにも具体的にどのようなパトロールをするのか、回覧板を利用するなどして地域のみなさんに知らせましょう。
また、管轄の交番・駐在所へもお知らせください。



防犯パトロールのイメージ

気楽に！

- 気負わず、肩肘を張らず、日常生活の一部として気楽にやりましょう。

気長に！

- 短期間では、パトロールの効果は表れないものです。気長に続ければ、やがて気づかないうちに防犯の輪が広がり、犯罪の起こりにくい環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

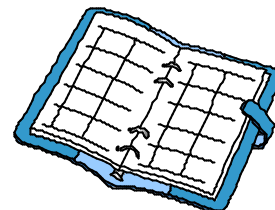
危険のないように！

- せっかくパトロールをしても、事故に遭ったり怪我をしたのでは、継続することが難しくなってしまいます。危険なことをする必要はありません。

防犯パトロールの必需品

メモ帳

- 危険な場所や不審な車の特徴などをメモしてください。通報する際や他の人に伝える時などに役立ちます。



日誌

- 注意する場所などを次の人へ引き継ぐことができるように、日誌を作成しましょう。

反射テープなど

- 夜間パトロールの際は、事故に遭わないよう反射テープなどをつけましょう。また、夕暮れ時は、特に歩行者が見えにくい状態になりますので、事故防止のために、できるだけ反射テープや反射材のついた衣服等を着用しましょう。

タスキや腕章

- パトロールをしているということが、見て分かるように「パトロール中」などと記載されたタスキ、腕章、防止などを着用しましょう。

緊急時の通報のために

- 110番通報や緊急時の連絡のために、携帯電話や警笛・防犯ブザー等



懐中電灯

- 夜間パトロールの際は、危険回避のために、懐中電灯を携行しましょう。
* 停止棒型の赤色灯を購入して活用しているところもあります。

防犯パトロールの注意事項

危険なことはせずに早めに通報を！

- パトロール中に、不審者（車）等を発見しても、捕まえようとはしないでください。相手から反撃される場合がありますので、直ちに警察へ通報し、警察官が現場に到着するまで、不審者等の行動を監視してください。
- 不審な車を発見したらナンバーや特徴をチェックして、その車が逃げても追跡などせずに警察へ通報してください。
- 事件を目撃したら、直ちに110番通報してください。



110番のかけ方

- 事件事故の種別（例えば泥棒、喧嘩、火事等）
- いつ（発生時間）
- どこで（発生場所）
例～○○町○○方、○○小学校の近くなど著名な建物などの目印となるものを併せて
- だれが（犯人・不審者の性別、年齢、人相、服装、身長、体格、逃走方向、使用車両の特徴等）
- なにを（事件事故の状況）
例～泥棒が逃げている、喧嘩している等
- どうしたか（現在の状況）
例～犯人の逃走方向、負傷者の有無等
- 通報者であるあなたの名前など

交通事故に注意！

- 徒歩パトロール時には、反射テープや懐中電灯などを活用し、車の運転者等から容易に見えやすいように心掛け、交通事故には十分注意してください。

プライバシーを尊重し、秘密を守る！

- 誰もが自分の家庭のことは干渉されたくないものです。パトロール中に知り得た他人のプライバシーは守りましょう。



分からないことがあれば！

- パトロール上の注意点や地域で発生している犯罪を防ぐための方策等、分からないことがあれば、地元の交番、駐在所、なかまといっしょに警察署生活安全課又は警察本部生活安全企画課防犯サポート電話（0120 - 7 1 - 8106）にご相談ください。

防犯パトロールの方法

防犯パトロールは、みなさんが主体となっていくものです。

みなさんがお住まいの地域に合った方法でパトロールしてください。

複数で！

- 防犯パトロール中に、危険な事態に巻き込まれる可能性が絶対にはいえない。1人では活動せず、2人以上の複数でパトロールしましょう。
- 多くの目で見ることにより、より多くの危険箇所などを発見できます。例えば、不審な車を発見したときには、1人はナンバー、1人は車の特徴、1人は運転手の特徴と、役割を決めて覚えるようにすれば、きめ細かく確認できます。

徒歩や自転車自動車など地域の実態に応じた形で！

- 街頭で犯罪被害に遭う方の多くは、徒歩や自転車です。徒歩や自転車でのパトロールは、被害者と同じ視点で見ることによって、犯罪に遭いそうな場所や危険な場所などを知ることができ、注意喚起に役立ちます。
- 危険な場所などの確認結果から、防犯灯の設置を要望する際などにも役立ちます。
- 夜間など、時には自動車によるパトロールが効果的な場合もあります。平成16年12月1日から、青色回転灯を使用した自動車による防犯パトロールが認められることになります。詳しくは、警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110）又は最寄りの警察署へご相談下さい。

声かけを！

- 犯罪を行おうとする者は、現場を下見します。下見の際に、住民や通行人から挨拶されたり、声をかけられることを嫌います。相手としては、「見られている。顔を覚えられた。」と警戒するからです。
- 「おはようございます」「こんばんは」といった挨拶だけでも十分です。パトロール中はもとより、普段から見知らぬ人にも、相手の目を見て積極的に声をかけてください。
- 地域のみなさんが声をかけ合うことにより、地域の連帯感が醸成されることにもつながります。
- 自転車を利用している女性やお年寄りを見かけたら、「ひったくりに注意しましょう。防犯ネットを着装しましょう。」などと注意を呼び掛けてください。
- 女性やお年寄りが人通りのない通りを通行していたら、「表通りを通行しましょう。鞆やバッグは建物側に持ちましょう。」などと注意を呼び掛けてください。
- 公園等で、幼い子どもだけで遊んでいるのを見かけたら、周囲に不審な人（車）がいないか確認し、子供達に



- ・ 知らない人に付いて行かない
- ・ 知らない人の車に乗らない
- ・ 早く家に帰る

などと注意を呼び掛けてください。

継続的なパトロールを！

- パトロールは、毎日継続することに意味がありますが、毎日実施することが無理な場合でも継続的に実施しましょう。また、夕方や夜間だけではなく、朝や昼間もパトロールは必要です。

みなさんの姿が頻繁に見えるほど、犯罪者は嫌なものです。

できる範囲で！

- 無理をせず、みなさんのできる範囲（時間帯・場所）でパトロールしましょう。何事も苦痛になったのでは、長続きしないものです。
- 朝の散歩や犬の運動をする際、仲間を誘って2～3人で「パトロール中」のタスキをかければ、立派な防犯パトロールです。

パトロール後に情報交換を！

- パトロールの結果について情報交換することにより、危険な場所の改善、子供や高齢者への注意喚起など、犯罪の起こりにくい地域づくりに役立ちます。



広報活動を！

- パトロールを実施することはもちろん、パトロールの結果からわかった危険な場所などについて注意喚起することも重要です。
- パトロールから知り得た危険な場所や注意する場所などを地図に示した「安全・安心マップ」を作成して地域の方へ配布すれば、さらに犯罪や事故の抑止に効果があります。



防犯パトロールの着眼点

皆さんの周りには、犯罪や事故等を誘発する危険な場所や地域はありませんか？パトロールを通じて、安全を確保するとともに、地域の環境をもう一度見直してください。

パトロールで確認した事件や事故が発生する危険性が高い場所などは、地域ぐるみで働きかけをして改善していきましょう。

犯罪の起こりにくい環境が何より必要です。

防犯灯の整備が必要な場所はないか

- 暗い道路は、ちかんなどが発生するおそれがあります。
- 住宅地等においては、門灯を各戸で点灯するだけで明るい街並みとなります。

不良少年のたまり場となっている場所はないか

- 公園や店先など、不良少年のたまり場になっているところがあると、そこから非行が広がって行きます。

通学路に見慣れない人・車はないか

- 不審者（車）がいないかなど、子どもや地域の安全を確保するために、登下校時間での重点的なパトロール等が必要です。

公園などの遊び場に異常はないか

- 放課後、子ども達が安心して遊べるよう、警戒が必要です。
- 夕暮れ時に子どもが遊んでいたら、帰宅を促しましょう。
- 公園、通学路等の見通しを良くするために雑草の除去、枝払いをして明るくすることも防犯効果があります。



水難事故が発生するおそれはないか

- 河川・用水・湖沼など、水難事故などが発生するおそれのある場所を確認し、改善を働きかけましょう。
- 危険な遊びをしている子どもには、声かけをしましょう。



留守宅に不審な人や車はないか

- 新聞受けに数日分の新聞がたまっているなど、明らかに留守にしていることが分かる家などの付近に、不審者（車）が居ないかなどにも関心を持って注目しましょう。

廃屋、空き家などに異常はないか

- 廃屋や空き家などは、犯罪の温床となりやすい場所です。また、放火されたり、不良少年のたまり場となるおそれもあります。管理者などへ改善の働きかけをしましょう。



過去に犯罪が発生した場所や地域に異常はないか

- 過去に、ひったくりや性犯罪、放火、車上ねらい、子どもへの声かけ事案等が発生した場所や地域を重点的にパトロールしましょう。

侵入窃盗などの侵入犯罪を警戒する場合は

- 住宅街の裏路地等を重点的にパトロールしてください。

車上ねらいを警戒する場合は

- 人通りが少なく、照明のない暗い場所にある駐車場や死角のある立体駐車場等を重点的にパトロールしてください。

自転車盗やオートバイ等などの乗物盗を警戒する場合は

- 放置自転車、放置バイクの多い駅周辺や地域を重点的にパトロールしてください。

犯罪別の着眼点

空き巣・忍び込み

- 玄関や勝手口の戸締まりは完全にされているか
- 窓の下や塀ぎわなどの足場に利用されやすい箱や台を置かれていないか
- 夜間には防犯灯、街灯、門柱等の照明設備により家の周囲が明るくされているか



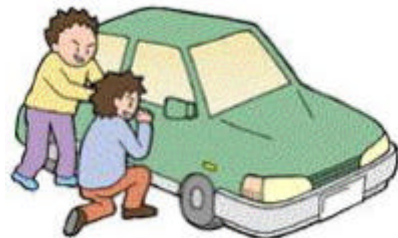
車上ねらい

- 車に施錠されドアガラス窓の開かれていないか
- 車内の見えるところに物を置かれていないか
- 路上でなくシャッター等の設備のある駐車場に駐車されているか



自動車盗

- 車に施錠されエンジンキーが抜かれ車内に残されていないか
- シャッター等の設備のある駐車場に駐車されているか
- 自動車盗難防止装置やハンドルロック等の防犯設備を取り付けられているか



自転車盗

- 自転車に鍵がかかっているか
- 補助錠（チェーンロック等）取り付けダブルロックになっているか
- 泥除けなどに住所氏名等が記載されているか
- 夜間路上や軒下に放置していないか

自動販売機ねらい

- 自動販売機内の現金がこまめに回収されているか
- 夜間における照明設備やアームバー等の防犯対策がなされているか



少年に対する声かけ要領

子供の非行を防ぐためには、初期の段階で非行を早く発見して適切な措置を取る必要があることから、パトロールに当たっては次のような少年に対して叱るのではなく、やさしさをもって「ひと声」をかけて指導しましょう。

その際、少年達が注意を聞かず、不良行為等をやめない場合は、警察に通報してください。

- ・ 学校や職場をズル休みして、盛り場をはいかにしている少年
- ・ 酒を飲んだり、タバコを吸ったりしている少年
- ・ 少年の出入がふさわしくないような遊技施設での遊びや夜遊びしている少年
- ・ 本屋などで、いかがわしい本を立ち読みしている少年
- ・ 自転車等に二人乗りしているとき
- ・ その他、よくない行いや悪いいたずら、危ない遊びをしている少年



防犯パトロールQ & A

Q 負担が大変ではないですか？

A たくさんの方々が参加することにより、負担は減少し、パトロール従事者が20人いると3人1組で巡ったとしても1人当たりでは週約1回、100人確保できれば月約1回で足ります。



Q パトロールは示されたとおりにしなければならないのですか？

あくまでも地域住民による自主活動ですので、地域の実情やメンバーに合わせた方法で実施してください。

Q あいさつや声かけなどの簡単なことをするだけで、効果があるのですか？

A これから悪いことをしようという人は、声をかけられることにより出鼻をくじかれたり、顔を見られたことで犯罪を思いとどまったり、立ち去ったりするので、犯罪の抑止に大変効果があります。

この運動が定着することにより、広く地域全体が顔見知りとなり、たとえ、悪いことをしようとする意思のある人がいたとしても、悪いことはできなくなります。

Q 危険ではないですか？

A 危険なことはしないように心がければ、危険はありません。

不審者、不審車両を発見した際や少年のたまり場を発見したときは、声をかけたり近寄ったりせずに警察に通報してください。

事件・事故を目撃した際は、直ちに110番通報してください。

また、夕方から夜間は、反射テープを活用するなどして、交通事故に十分気をつけてください。

Q 腕章などはどうするのですか？

A 「地域の安全は地域で守る」ことを基本とし、誇りを持ってパトロールするため、それぞれの地域独自のシンボルとして、帽子やタスキなどを作ってみてはいかがでしょうか。

腕章やタスキを着用することで、パトロール中であることが地域のみなさんにアピールできます。

Q パトロールは昼間も必要なのですか？

A 犯罪は、24時間発生しています。特に、空き巣は昼前後に多く発生しています。

昼間のパトロールも犯罪抑止に、大変有効です。

Q 万が一、怪我などをしたときは保障などはあるのですか？

A パトロール中に怪我をした場合等に保障されるボランティア団体保険があります。保障内容によって金額は変わりますが、年間で一人当たり300円前後で加入することができます。詳しい内容は、三重県防犯協会連合会又は地区防犯協会にお問い合わせください。

Q 自主防犯活動の必需品や防犯グッズはどこで入手できますか？

A 帽子、腕章、たすきや夜間パトロール中に活用する蛍光チョッキや防犯ホイッスル等の必需品、防犯ブザー、ひったくり防止ネット等の防犯グッズは防犯協会で斡旋しています。

Q 防犯パトロールを始めるには何人くらい集めなければならないのですか？

A 人数に制限はありません。

5人でも10人でも結構です。出来ることから始めることと活動が続けることが大切なのです。あなたの活動に共感した人が次第に集まってくるものです。

割れた窓理論

ニューヨークの奇跡

ニューヨーク市は、かつて、4時間に1件の割合で殺人事件が発生するなど治安が極めて悪い所でしたが、1994年に当選したジュリアーニ市長が思い切った犯罪抑止策を打ち出した結果、治安が見事に回復しました。

その犯罪抑止策は、地下鉄の犯罪抑止策から立証されたもので、ブローケン・ウインドウズ理論に基づくものです。それは「徹底した落書き消し」と「軽犯罪の徹底した取締り」です。強盗等の地下鉄犯罪で乗客減に悩んでいたニューヨークの地下鉄が犯罪学者であるジョージ・ケリングの助言により、取り組みました。

まず、地下鉄や街の落書きを徹底して消したところ、3年後に犯罪が減少しました。続いて無賃乗車や飲酒による迷惑行為等の軽犯罪を徹底して取り締まったところ、2年後に凶悪犯罪が3分の1までに減少したのです。

ジュリアーニ市長はこの地下鉄の成果に習い、警察官を増員したほか、街中の落書きという落書きを自治体職員や警察官等に徹底的に消させるとともに、落書き行為や歩行者の信号無視、空き缶のポイ捨てなどの軽犯罪の徹底した取締りをさせたのです。

その結果、5年後には凶悪犯罪がやはり3分の1まで減少し、治安の回復とともに転出していた市民も戻ってきて現在の繁栄をもたらしたのです。

ブローケン・ウインドウズ理論

ニューヨークの奇跡をもたらした犯罪抑止策の基本となっているのは、「小さな犯罪こそが大きな犯罪を引き起こす引き金となる。つまり、小さな犯罪が発生すると、そこから別の犯罪が発生する。」というブローケン・ウインドウズ理論です。

カリフォルニアで心理学者が実験をしました。車を路上に放置し、ナンバーをはずし、ボンネットを開けておきましたが、何の変化も起きませんでした。そこで、フロントガラスをハンマーで叩き割って放置したところ、数十分もしないうちにある親子がバッテリーをはずして持ち去り、その後24時間以内にタイヤやドアなどの部品が次々と持ち去られ、あっという間に、車は無残な姿になってしまいました。

これは「罪悪感の薄れから、自分だけではないという意識が普段では行わない行動を起こす。」という心理が働いた結果です。たとえば、自転車を出かけて「駐輪禁止」と張り紙がある場所では、他に1台も停められていないときは停めようとしますが、他にも違反した自転車が多数停められているときは停めてしまうことがあります。これは、他の人もやっているから構わないという罪悪感が薄れてしまうからです。このような心理が働くことを「ブローケン・ウインドウズ理論（割れた窓理論・破れ窓理論）」といいます。

防犯パトロール活動（案）

項 目	内 容
名 称	〇〇地区安全安心まちづくり委員会 など
推 進 責 任 者 副 責 任 者 (リーダー、サブリーダー)	〇〇区長（〇〇自治会長） 〇〇学校ＰＴＡ会長 など
従 事 者	地域内に居住または勤務する有志の方 区長、ＰＴＡ、消防団、交番・駐在所連絡協議会員、 防犯連絡員、少年補導員、少年指導委員、地域交通安全 活動推進員、交通安全協会会員等のほか、従事可能な有志 の方 * 地区や団体ごとにリーダー、サブリーダーを決めると、 連絡や計画作成がスムーズにできます。
時間・区域・路線 班 編 成	時間 Ａ班：午後３時～午後５時 Ｂ班：午後５時～午後７時 Ｃ班：午後７時～午後９時 区域・路線 ・ 犯罪の発生状況等に応じて実施 ・ 地区で分けして実施 ・ 登下校時間帯は、子供の通学路を重点に実施 など 班編成 ・ １班３～４名で編成 ・ パトロール班の中で、パトロールリーダーを選定
計 画 の 策 定	推進責任者は、翌月のパトロール従事計画を策定し、 月初めに従事者へ計画表を回覧し、それぞれの都合がよ い場所に記名してもらう。 記名終了後、月末（〇〇日）までに翌月の計画表を関 係者に配布（伝達）する。
実 施 要 領	徒歩や自転車、自動車など地域の実態に応じた形で実 施する。 実施に当たっては、左腕に「地域安全」や「パトロー ル中」の腕章（「パトロール中」のタスキ）を着け、終 了後、次のパトロールリーダーに引き継ぐ。（又は各人 に配布） 出会った人へ積極的に「声かけ・挨拶」を励行する。 不審者や不審車両はメモする。 事件を目撃した場合は、直ちに１１０番通報する。 交通事故防止に十分注意する。 定期的（月に１回程度）に幹事会を開催する。 その際、警察との情報交換を実施する。
そ の 他	帽子、タスキや腕章の購入費用を検討する。 懐中電灯などの購入費用を検討する。

これは一例ですので、地元の警察署等と相談して地域に合ったものを策定し
てください。

防犯のポイント【窃盗・性犯罪・子どもの誘拐】

【侵入盗】

一戸建て住宅や共同住宅（アパート、マンション）の玄関扉や窓ガラス等を特殊な手口で壊して侵入する事件が目立っています。犯人の中には金品を盗むだけでなく、家人が帰宅するのを待ち伏せしたり、就寝中に忍び込み、家人と鉢合わせになって見つかると強盗に変身したりする者もいます。日頃から「自分の財産は自分で守る」という防犯意識を持って侵入盗防止対策を進めましょう。

侵入防止のポイント

戸締りを励行しましょう。

基本は戸締り

- ・ ゴミ出しなど、ちょっとした外出でも、必ず戸締りをする。
- ・ 風呂場やトイレ等は、狙われやすいので、戸締りに心がける。
- ・ 寝る前に、もう一度戸締りを確かめる。



家の周囲を見直しましょう。

見通しを良くすることで、侵入を防ぐ

- ・ 塀は低い生垣やメッシュフェンスにする。
- ・ 庭木を剪定するなどして、侵入者が身を隠す場所をつくらない。
- ・ はしごや踏み台など、侵入の足場になるものを置かない。
- ・ 常夜灯（庭園、門灯）を効果的に設置し、暗闇をつくらない。

玄関・勝手口

新たな侵入手口にも対応できていますか？

- ・ 扉の材質や構造は、破壊が困難なものを選ぶ。
- ・ 「主錠」のほかに、扉の上部等に「補助錠」を設置する。
- ・ 以前、人が居住していた家に引っ越す時は、必ず鍵を取り替える。
- ・ 賃貸住宅の場合は、家主に防犯上の理解を求めて鍵の交換を依頼する。
- ・ ドアの際間にボール等を差し込んで、こじ開けられないように、ガード

プレートを設置する。

- ・ ピッキングを防ぐためには、C P - C 錠等が有効
- ・ サムターン回しを防ぐためには、サムターンカバーの取り付けや補助錠が有効
- ・ カム送り解錠を防ぐためには、対策部品の取り付けや補助錠が有効

- ・ **ピッキングとは**

いわゆるピッキング用具と呼ばれる金属工具を鍵穴に差し込み、解錠させる侵入手口のことです。

- ・ **C P - C 錠とは**

(財)全国防犯協会連合会がシリンダーの耐ピッキング性能を評価する制度により、防犯性に優れていると認定した錠のことです。

サムターン回しとは

扉の内側にある錠部分であるサムターンを郵便受けの隙間等から針金や特殊工具を入れて操作し、解錠させる侵入手口のことです。

- ・ **カム送り解錠とは**

特殊な道具を用いてドアシリンダーカラーと扉の間に隙間を作り、その隙間から工具を差し込んで錠ケース内の回転カムを回転させて、解錠させる侵入手口のことです。



窓

最も多いガラス破り

- ・ 窓ガラスに防犯フィルムを貼り付けたり、窓ガラスを防犯ガラスに交換する。
 - ガラスを破壊する時間が長くなる
 - 破壊する際に大きな音が発生する
- ・ 補助錠や防犯警報設備も有効
- ・ 小窓には格子を取り付ける

防犯機器設置

ホームセキュリティで防御

- ・ 赤外線センサー、防犯ビデオ、通報装置等を有効に活用する。
 - 敷地内等への侵入を早期に発見して対応することによって侵入を防止する

【乗物盗・車上ねらい】

「乗物盗」とは、自動車、オートバイ、自転車等の盗難のことです。盗まれた乗り物の多くが、強盗事件や、ひったくり、暴走行為等に使用されています。二次犯罪を防ぐためにも、盗難防止に努めましょう。

「車上ねらい」とは、駐車している車等から貴重品等を盗む行為です。防犯に心がけて大切な財産を守りましょう。

乗物盗・車上ねらい防止のポイント

自動車盗の防止

駐車場に停めることが基本

- ・ 駐車場には照明をつけ、夜間も明るくする。
- ・ 車内にカバンや貴重品を置いたままにしない。
- ・ ダッシュボードなど、車内にスペアキーを置かない。
- ・ 自動警報装置等の盗難防止装置を活用する。
- ・ 窓を閉め、エンジンキーを抜き取り、ドアをロックしたことを確認する。
→ ほんの2、3分の短い駐車でも、自宅のガレージでも、必ず実行



自転車・オートバイ盗の防止

基本は2重ロック

- ・ 路上に放置せず、駐輪場に停める。
- ・ オートバイを停める時は、キーを抜き、ハンドルロックをかけ、チェーン錠をする。
- ・ 自転車を停める時は、主錠とチェーン錠等をかける。(Wロック)



防犯登録をしましょう

盗難防止や被害時の早期発見に効果的

- ・ 自転車の防犯登録やオートバイのグッドライダー防犯登録をすると、持ち主の名前や住所が警察のコンピューターに登録されます。
- ・ 犯罪者が乗り物を盗もうとする時、防犯登録をしていないものをまず狙います。
- ・ 盗難に遭ってしまった時の早期発見に役立ちます。
- ・ 防犯登録をしたら、防犯登録の控えを保管しておきましょう。



【ひったくり】

ひったくりは、グループ化、巧妙化しています。身近にある犯罪の一つと考え、被害に遭わないための防衛意識を持ちましょう。

ひったくり防止のポイント

自己防衛意識を持って被害を防ぐ

- ・ 自転車の荷かごには、覆い（防犯ネット等）をかぶせたり、雑誌等をふた代わりに使って、バック等を簡単に取り出せないようにする。
- ・ ハンドバック等の持ち物は、車道と反対側に持つようにする。
- ・ 後ろから来るオートバイや自転車には注意する。
- ・ 人通りが少ない裏通りは避け、なるべく人通りの多い表通りを通るようにする
- ・ 多額の現金や貴重品を持つときは、できるだけ車を利用する。



【性犯罪・住居侵入】

強制わいせつや暴行などから身を守るためには、正しい防犯知識が大切です。

外出時の注意

日頃からの防衛意識が大切

- ・ 暗い夜道の一人歩きは避ける。
- ・ 帰宅が夜になった時は、家族に迎えに来てもらったり、タクシーを利用する。
- ・ もし、チカンに遭いそうになったら、大きな声で助けを呼び、付近の店や家に飛び込んで助けを求め、すぐ110番通報をする。
- ・ 防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯して活用する。
- ・ エレベーターなどの密室では知らない異性と2人きりにならないようにする。
- ・ 「送っていきますよ」などと親切そうに声をかけられても応じない。
- ・ 繁華街やリゾート地などでは、できるだけ2人以上で行動するようにする。



家での注意

安易にドアを開けない

- ・ 訪問者は、ドアスコープやインターホンで確認する。
- ・ セールスマン、器具の点検・修理、配送など、知らない人が訪れた時は、まずドアチェーンをつけたまま対応する。
- ・ 制服を着ているというだけで信用せず、来訪理由、営業所名、電話番号等を確認する。管理人のいる集合住宅の場合は、管理人にも確認する。
- ・ 訪問者が室内に入る必要がある場合は、ドアを開けたままで作業を確認したり、信頼できる人に立ち会ってもらう。
- ・ 家の中、特に浴室、便所、寝室を外からのぞかれないようにする。
- ・ 窓辺のカーテンは、夜に部屋を明るくした時も内部の様子が透けて見えないものを選ぶ。
- ・ 洗濯物を外から見える所に干さない。表札は名字だけにするなど、女性の一人暮らしであることが分からないように工夫をする。
- ・ 階上だからといって安心せずに、戸締りに気を配る。
- ・ 個人情報がかかれていた書類を捨てる時は、細かく破いてから他のゴミに混ぜて出す。
- ・ 名前・電話番号・住所・生年月日・クレジット番号・パスワード等を不用意に他人に教えない。

【子どもの誘拐】

子どもを犯罪者から守るのは、大人の責任です。子どもが安心して遊べる環境は、地域の人々の協力によって作られます。また、子どもへのしつけも大切です。

地域ぐるみの対策

地域の目が大切

- ・ 子どもが一人で遊んでいたたり、暗くなるまで遊んでいたら、家に帰るよう一声かける。
- ・ 子どもの周囲をウロウロしている人、子どもの様子をうかがっている人を見かけたら「何かあったのですか」と声をかける。



子どもへのしつけ

何度も繰り返し教える。

- ・ 外に出かける時は、行き先や、誰と一緒にかを話してから出かけるように習慣づける。
- ・ 一人遊びは危険。遊ぶ時は友達といっしょに遊ぶ。
- ・ 優しい言葉で話しかけられても、知らない人にはついていかない。
- ・ 怖い時には大きな声で助けを呼ぶ。
- ・ 暗くなるまで遊んだり、遠くまで行かない。

【地域ぐるみの防犯】

犯罪者は、人間関係が希薄な地域を好みます。犯罪者が一番嫌がるのは、地域の連帯と信頼感です。そして、見通しよく整備され、夜間も明るい地域では犯罪は行われにくくなります。

防犯コミュニティづくりのポイント

ご近所同士の絆が大切

- ・ 地域住民が連携し、声かけをするなど、「ここでは犯行をすることができない」と犯罪者に思わせる。
- ・ 近所の人顔を覚え、防犯についての情報交換をする。
- ・ 高齢者世帯や幼い子どもがいる世帯や女性だけの世帯などの隣人を地域ぐるみでバックアップする。

防犯パトロール車への青色回転灯を認める仕組みについて

これは、平成16年9月、警察庁及び国土交通省から発表されたもので、16年12月1日から運用開始となります。

自動車に青色回転灯を装備して防犯パトロールを実施することが可能となりましたが、いろいろ手続きが必要となりますので、この方法によるパトロールを実施しようと考えておられる団体の方々は、警察本部生活安全企画課（059-222-0110内線3050、3022）又は最寄りの警察署にご相談下さい

記

1 仕組みの概要

（1）認められるための要件

防犯団体が次のいずれかに該当すること。

- ・ 都道府県又は市町村
- ・ 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
- ・ 地域安全活動を目的として設立された民法第34条の法人若しくは特定非営利活動促進法第10条第1項の法人又は地方自治法第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
- ・ 都道府県又は市区町村から防犯活動の委託を受けた者

自主防犯パトロール活動の実績・計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること（自主防犯パトロールとは、専ら地域の防犯のために行われる活動であり、配達や通勤など他の業務と兼ねて行うものではないこと）。

自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること（防犯講習の受講）。

次の事項に反しない方法で、青色回転灯を装備した自主防犯活動が実施されると認められること。

- ・ 青色回転灯は自動車の屋根に装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して使用すること
- ・ 自主防犯パトロール以外の際には青色回転灯は点灯させないこと
- ・ 自動車の車体に防犯団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること
- ・ 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を

自動車の後方から見えるように掲示すること 等

(2) 青色回転灯の装備のための手続き

申請者から警察署を経由して警察本部長に証明を申請

警察本部長から証明書を交付

証明書を添えて地方運輸局長に基準緩和の認定を申請

地方運輸局長から認定証を交付（併せて車検証に記載）

申請者からの申出に基づき警察本部長から標章を交付

青色回転灯を装着しての自主防犯パトロールの開始

自主防犯パトロールを停止したとき、申請内容に虚偽があったとき、継続的な活動が困難であるとき、条件に違反するなど不適切な活動を行ったときなどは、証明を取り消すとともに、地方運輸局長に通知。

2 運用開始年月日

平成 1 6 年 1 2 月 1 日（この日以降に諸手続を行うことになります。）